

(参考)

旧第2次試験合格者の状況

新試験制度下において、旧第2次試験合格者(会計士補等)が公認会計士となる資格を有するためには、新試験に合格する必要があります。(ただし、経過措置により、同試験合格者は新試験の短答式試験に合格した者とみなされ、その申請により、旧第2次試験で受験した試験科目に対応する新試験の論文式試験科目(会計学、企業法及び選択科目)が免除されることとなっています。)

また、旧試験制度下では、第2次試験合格者は、3年以上のインターン期間(1年以上の実務補習期間及び2年以上の業務補助等の期間)を経た後、第3次試験の受験資格を取得し、同試験に合格することにより、公認会計士となる資格を有することとされていました。

本年の新試験における旧第2次試験合格者の合格率は38.7%となっておりますが、このうち、3年のインターン期間を終了した者が中心となる平成15年の旧第2次試験合格者の合格率は61.6%となっており、従前の第3次試験の合格率と概ね同水準となっております。